

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令について（通知）

今般、消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第287号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正の主な内容

- 1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。令和元年12月11日公布。）について、附則第1条ただし書に掲げる規定が令和4年9月1日に施行されたところ、同施行により、支店の所在地における登記に関する規定である会社法（平成17年法律第86号）第930条等の規定が削除されることに伴い、消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号。以下「施行令」という。）第20条及び第21条について、読み替えるべき事項がなくなるため、規定の削除を行った。
- 2 消費生活協同組合法（昭和23年第200号）第31条の10第3項において会計監査人に関する会社法の規定を準用する場合に必要な技術的読替えが施行令第12条第2項に規定されているところ、同項の表中、監査対象を定める会社法第396条第1項の規定の読替えについて、読替後の字句に決算関係書類の附属明細書を追加する措置を行った。

第2 施行期日等

- 1 公布日
令和4年8月31日
- 2 施行期日
令和4年9月1日